

令和5・6年度本宮市入札参加資格審査申請に関する質疑応答事例

【共通事項】

Q1 申請書様式に希望する業種がないのですが。

- A1 各申請書の「その他」の番号に○をつけた上で、余白に業務の内容を具体的に記載してください。ただし、工事については、必ず申請書に記載されている工事種別のいずれかに○をつけてください。

Q2 提出の際、複数のファイル(例えば工事と物品購入)を一つの封筒に同封してもよいですか。

- A2 同封して結構です。

Q3 本宮市指定以外の様式(例えば県様式等)を使用してもよいですか。

- A3 記載項目が指定様式と共通する場合は、他様式を使用しても結構です。ただし、申請書(鏡)については、必ず本宮市指定様式を使用してください。

Q4 「工事」と「役務の提供」に登録したいのですが、フラットファイルは一つでよいですか。

- A4 フラットファイルは、「工事」、「測量等の委託」、「製造」及び「物品の買入れ、修繕及び役務の提供」の4種類(各色指定)になっていますので、それぞれに必要な書類を綴り申請していただくことになります。なお、2種類以上の申請書(フラットファイル)を同時に提出していただく場合、返信用封筒は一つでも結構です。

Q5 本社と支店それぞれの登録は可能ですか。

- A5 それぞれの登録はできません。いずれかのみになります。

Q6 委任状があれば使用印鑑届は不要ですか。

- A6 委任状に使用印鑑を押印すれば不要です。

Q7 委任先(営業所)の許可、登録は必要ですか。

- A7 工事については、建設業の許可が必要となります。また測量等については、地上・航空測量(測量法55条の2)、不動産鑑定(不動産の鑑定評価に関する法律第23条)、建築設計(建築士法第23条の2)の委託先の登録が必要となります。

Q8 各様式に記載する日付は統一するのですか。

- A8 申請書(鏡)や誓約書、委任状、社会保険加入状況申告書については申請期間内をお願いします。他は経審の基準日や作成日で結構です。

Q9 申請を終えた後、追加で業種や種目することは可能ですか。

- A9 資格喪失による削除は変更届により、受付・削除の処理を行っておりますが、追加については原則受け付けておりません。申請時には漏れのないよう確認をお願いします。

【建設工事関係】

Q10 直近の総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書等が期限内に提出できないのですが。

A10 申請日において有効な通知書等(審査基準日から1年7カ月間)を期限内に提出いただき、直近の通知書等をご準備出来次第、本宮市財政課契約管財係へ提出してください。

Q11 工事経歴書は、経営事項審査申請時に提出したものでよいですか。

A11 結構です。ただし、民間・官公庁発注の区別が分かるようにしてください。

Q12 技術者について、当社は3月31日決算であるため、経営審査事項基準日時点だと人数が合いませんが、どうすればよいですか。

A12 その場合、最新情報で作成していただいても結構です。

Q13 工事経歴書及び完成工事高集計表は、別様式でもよいですか。

A13 申請工事種別毎にわかれている、かつ記載内容を充足していれば別様式を使用しても結構です。

Q14 支店(又は営業所)として建設業許可をもらっていない場合、入札参加申請を行うことは可能ですか。また、支店として実績のない場合は、登録はできませんか。

A14 従たる営業所として、建設業許可を受けていることが必要です。なお、営業所としての実績がなくとも、会社としての実績(基準日直前一年間の完成工事高)があれば登録は可能です。

Q15 完成工事高集計表及び工事経歴書の金額は、税込みですか。それとも税抜きですか。また、千円単位未満は切捨てですか。

A15 経営事項審査提出時に合わせて記載してください。千円単位未満は切捨てて記載してください。

Q16 技術者調書は、1人何業務まで登録・記載可能ですか。

A16 業務にかかる資格を有していれば、複数業務でも記載可能です。

Q17 建設許可通知書ではなく、証明書でもよいですか。

A17 申請時点で建設許可の期間、工種等が記載されており、必要事項が網羅されていれば結構です。

Q18 社会保険加入状況申告に記入する数は申請時点なのか、経審の基準日時点のどちらの数字ですか。

経審の基準日の数字で結構です。なお、社会保険等に加入義務のある建設業者で未加入となっている場合には、競争入札参加資格の申請受付ができませんのでご注意ください。また経審の通知書発行後に加入手続きをされた場合はご相談ください。

【測量等の委託関係】

Q19 建設コンサルタントの「設計図書の作成を含まない部門」とはどのようなものですか。

A19 計画の作成や調査等をいいます。なお、各業務委託発注時に、土木設計と建設コンサルタント(設計図書の作成を含まない部門)の両方の登録が要件となる場合がありますので、ご注意ください。
※ 例えば、下水道工事にかかる設計業務の受託を希望する場合は、土木設計と建設コンサルタント(下水道)の両方に登録申請してください。

Q20 土木設計に登録すれば、建設コンサルタント(設計図書の作成を含まない部門)に登録する必要はないですか。

A20 工事にかかる実施設計業務等を含まない、計画の作成や調査等の受託を希望する場合は、登録することが必要です。なお、各業務委託発注時に、土木設計と建設コンサルタント(設計図書の作成を含まない部門)の両方の登録が要件となる場合がありますので、ご注意ください。
※ 例えば、下水道工事にかかる設計業務の受託を希望する場合は、土木設計と建設コンサルタント(下水道)の両方に申請してください。

Q21 測量等申請書様式中、土木設計と建設コンサルタント(設計図書の作成を含まない部門)の各業種が重複するとき、取扱業務高はどのように記載しますか。

A21 重複計上していただいて結構です。(重複の場合、合計額が合わないことは可)
※ 例えば、下水道にかかる設計業務の実績がある場合、土木設計及び建設コンサルタント(下水道)の両方に取扱業務高を重複して計上してください。

Q22 業務経歴書は、合計金額も記載するのですか。

A22 記載してください。なお、他業務と重複計上している場合もあるため、決算額と合わなくとも結構です。

Q23 測量等業務委託の業務経歴書は、何年分作成すればよいですか。

A23 2年分作成してください。

【物品の買入れ、修繕及び役務の提供関係】

Q24 様式11号について、業種を複数(例えば「2.販売業」と「4.役務の提供」)に登録したい場合どのように記載すればよいですか。

A24 希望する業種の番号を全て記載し、必要書類はすべて一つのフラットファイルにまとめて綴ってください。製造業・販売業・修繕業は申請書の1頁、役務の提供は2頁までご記入ください。また役務の提供のみの場合、申請者の部分を1頁に記入、2頁に希望する業種をご記入ください。2頁を使用しない場合は1頁のみの提出でも結構です。

Q25 物品購入等申請書様式の登録希望業種は、複数選択してもよろしいですか。

A25 複数選択して結構です。

Q26 物品購入と役務の提供の両方の登録申請をしたいのですが、一枚の申請書でよいですか。

A26 申請書の鏡は、一枚にまとめていただくこととなります。なお、役務の提供を選択した場合は、2ページ目も記載することとなります。

Q27 申請書に記載のない、その他のリースの登録を希望する場合、どのように記載すればよろしいでしょうか。

A27 物品購入(修繕)等申請書の登録希望業種「2.販売業」に○を、営業種目は、「40.その他」に○を付け、主な業務内容欄にリースの内容を記載してください。

Q28 役務の提供の登録を希望する場合、申請書2ページの登録番号および登録年月日は、なにを記載するのでしょうか。

A28 その営業を行うにあたり、法令等で定める必要な許可等がある場合に、その登録番号および登録年月日を記載してください(この場合、許可書等の写しも様式第13号とあわせて添付のこと)。よって、該当する必要な許可等がない場合は、空欄で結構です。

Q29 実績一覧は別表でもよろしいでしょうか。また金額は税込・税抜のどちらで表記すればよいですか。

A29 別表(別紙)でも結構です。金額は税込み・抜きどちらでも構いません。

Q30 電力供給についてはどのように記載すればよいですか。

A30 『登録希望業種2.販売業番号40その他 主な業務内容 電力供給』と記入してください。